

## 物品購入に係る不適切な経理処理の防止に向けた相談窓口の設置

本市においては、平成17年度に法人化した横浜市立大学の研究費等に関して、一部事業者との取引で不適切な経理処理により「預け金」があったことが平成21年2月に発覚し、その後の調査により、当該事業者と本市との取引においても同様の経理処理が行われていたことが判明したこと等から、全庁的に不適切な経理処理の実態を把握し、預け金等不適切な経理処理の解消及び再発防止を行うことを目的とした調査を実施しました。

不適切な経理処理を防止するために、本市職員に対しては「預け金」等の不適切な経理処理を絶対に行わないよう周知徹底していますが、それでも本市職員からの不適切な要請があった場合は当該要請に応じないようお願いするとともに、**物品購入に係る本市職員からの不適切な要請を断ることが困難である場合、又は、断ったことにより不利益を被った場合等は、横浜市役所内に設置した相談窓口まで御相談ください。**

### [相談内容]

#### 物品購入に係る不適切な要請の例

- ・預け金（事業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたものとして代金を支払い、当該支払金を事業者に預け金として保有させ、後日、口頭発注等により物品を納入させるもの）
- ・日付を記入していない見積書、納品書又は請求書等の提出
- ・見積書、納品書又は請求書に実際と異なる日付の記載
- ・見積書、納品書又は請求書に実際に納品したものと異なる品名の記載
- ・他の事業者の見積書の提出（いわゆる相見積り）等

<相談窓口>

財政局契約第二課（市庁舎11階）

電話 045-671-2248・2186

FAX 045-550-3929